

# 界面ナノ電子化学研究会 規程

界面ナノ電子化学研究会規程を次の通り定める。

## 第1条（名称）

この研究会は、「界面ナノ電子化学研究会」、英語名「Professional Group of Interfacial Nano Electrochemistry」、略称「INE」（以下、界面ナノ）と称する。

## 第2条（構成）

界面ナノは、界面ナノ電子化学研究に関わる者（会員）で構成する。  
（会員とは、研究会に登録した者である）

## 第3条（目的）

界面ナノは、界面ナノ電子化学研究の推進および相互理解をはかることを目的とする。

## 第4条（活動）

界面ナノは、目的達成のために次の活動を行なう。

1. 界面に関するディスカッションを行う研究会。
2. 知識向上に関する活動。
3. 人材育成に関する活動。
4. 目的達成に必要なグループ活動（ワーキンググループ）。
5. 目的達成に必要な広報に関する活動。
6. 他の学会・研究会協力に関する活動
7. その他研究会の目的達成に必要な活動

## 第5条（事務所及び連絡先）

界面ナノの連絡先は、委員長とする。

## 第6条（収入）

界面ナノの収入は、応用物理学会からの活動費、研究会参加費、その他の収入をもって充てる。

## 第7条（参加費等）

会員は、研究会等に参加する際、参加費等を納入しなければならない。

1. 参加費は研究会、セミナー等の行事毎に定める。
2. 会場、印刷物、メディア等、別途必要になる費用。
3. その他必要な臨時の費用。
4. 上記参加費等は返還しない。

## 第8条（参加費の徴収）

参加費の徴収は、研究会等の開催時に幹事が会員から直接徴収する。

## 第9条（登録・退会の届出）

会員は、登録・退会など移動がある場合は、すみやかに事務局に届けなければならない。

## 第10条（運営委員の構成）

界面ナノには、次の運営委員を置く。

- 委員長（1名）
- 副委員長（若干名）
- 運営委員
- アドバイザー

#### 第 11 条（委員長の選出）

1. 委員長は、会員より募り選出する。
2. 候補者が複数の場合は、直接選挙により選出する。ただし 1 名 1 票とする。
3. 候補者がいない場合は、会員の中から選出する。
4. 会員 3 名以上により推薦することができる。

#### 第 12 条（副委員長の選出）

1. 副委員長は、会員より募り選出する。
2. 候補者が複数の場合は、直接選挙により選出する。ただし 1 名 1 票とする。
3. 候補者がいない場合は、会員の中から選出する。
4. 会員 3 名以上により推薦することができる。

#### 第 13 条（運営委員の選出）

1. 運営委員は希望者を募り、運営委員会で協議の上、委員長が任命する。

#### 第 14 条（アドバイザーの選出）

1. 界面ナノは必要に応じてアドバイザーを置き、運営に対するアドバイスを求めることができる。
2. アドバイザーは、界面ナノ会員でありかつ委員長経験者等界面ナノに対し功績顕著なもの、および豊富な経験を持つものの中から、運営委員会で協議の上、決定される。

#### 第 15 条（運営委員の任務）

1. 委員長は、界面ナノを代表し業務を統括する。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は業務を代行する。
3. 運営委員は、界面ナノで活動する企画の立案・運営を行なう。
4. 運営委員は、会計担当は予算に基づき会計の出納を行なう。その他、各担当は担当業務を行ない、実施についてはお互いに協力して行かなくてはならない。
5. アドバイザーは運営について運営委員会へのアドバイスを行う。

#### 第 16 条（役員の任期）

1. 委員長の任期は、1 期 3 年とする。再選は妨げない。
2. 委員長以外の運営委員の任期は 3 年間とし、再選は妨げない。

#### 第 17 条（運営委員会）

1. 運営委員会は、界面ナノの運用決議機関で委員長・副委員長・運営委員・アドバイザーで構成する。
2. 運営委員会は、必要に応じ運営委員が召集して開催することができる。
3. 運営委員会は、出席者全員の協議により決定する。
4. 運営委員会は、運営委員以外の界面ナノ会員も事前に連絡のうえ、出席することができる。
5. 運営委員会の議事については、経過・要領・結果など議事録として作成・保存しなければならない。

#### 第 18 条（講演謝礼の支出）

1. 界面ナノは、研究会等での講演者に対し、講演謝礼として講演料、交通費を支払う。
2. 講演料は 1 時間当たりの基準単価を 20,000 円(税込)とするが、特段の理由がある場合は、この金額を基準に増減することが出来る。ただし、1 回あたり 50,000 円を超えないものとする。
3. 交通費は実費とする。
4. 実際の支払金額は運営委員会または研究会等の幹事の裁量で決定する。
5. 講演謝礼は、必要な源泉徴収を行い支給する。

#### 第 19 条（会計監査）

1. 界面ナノの会計監査員は運営委員経験者から 2 名とし、界面ナノの会計財政の監査を行ない、会員に報告する。

2. 会計監査員は相談役を兼務し、委員長の求めに応じて運営委員会に出席し、相談にのらなければならない。

#### 第 20 条（会計年度）

毎年 1 月 1 日より 12 月末日までとする。

#### 第 21 条（表彰）

界面ナノの運営に貢献したものには、運営委員会で議論し、感謝状を贈呈する。なお、委員からの特別な推薦があった場合には、別途選考委員会を開催し、規程（研究会貢献賞規程）に従って表彰を行うことができる。また、講演会において優秀な講演をおこなったものには、規程（研究会優秀講演賞規程）に従って表彰を行うことができる。

#### 第 22 条（規程の制定および改正）

1. この規程の改正は、学会総務担当理事の承認を得るものとする。
2. 賞を新設する場合は、その趣旨と賞規程を学会総務担当理事に提出し、承認を得るものとする。賞規程の改正についても、学会総務担当理事の承認を得るものとする。

#### 第 23 条（雑則）

この規程に定めがない事項については、運営委員会で決定し申し送り書として作成し保存しなければならない。

附則 2011 年 6 月 17 日 運営委員会決定

2012 年 7 月 27 日 改正

2016 年 2 月 15 日 改正 総務担当理事承認

2022 年 4 月 27 日 改正 総務担当理事承認